

Homamar

向日葵

令和5年
第290号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌



公益社団法人 東村山法人会 <https://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>



【京都】椿と雪

主な内容

ちょっと知りたい税理士column……………	2-3	務講座/e-Tax・eLTAX講習会/インボイス制度説明会…	15
税務署だより……………	4-5	【実施報告】電子帳簿保存法セミナー/年末調整実務研修	
法人会令和6年度税制改正に関する提言……	6-7	会/オンライン年末調整/オンラインインボイス実務編…	16
社労士コラム……………	8	人材定着セミナー実施報告/税制セミナー(税務教室・決算法人説明会・	
【報告】法人会全国大会参加/全国青年の集		新設法人説明会実施報告)/無料インターネットセミナーのご案内…	17
い参加/青年部会出前授業実施……………	9	法人会入会案内……………	18
わかりやすい事業承継/市民・産業まつり実施報告…	10	人人……………	19
税金クイズ実施報告……………	11	納税表彰受彰者等紹介/福利厚生制度受託会社コーナー…	20
地域の名所/地域のイベント情報……………	12	【実施報告】会員増強決起大会/国内研修/女性部会交流会…	21
会社紹介……………	13	ブロック・支部事業実施報告(東村山ブロック・西	
新春講演会・賀詞交歓会のご案内/立川都税		東京ブロック・東久留米ブロック・清瀬支部)……	22
事務所からのお知らせ……………	14	法人会行事のご案内/2月健診案内……………	23
【ご案内】法人会税制セミナー/オンライン給与計算実		レシビ……………	24

相続税・贈与税の 令和5年度 税制改正！

令和5年度税制改正において、資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築を主眼として、相続税・贈与税関係の改正が行われました。これらは中小企業の事業承継にも少なからず影響を与えますし、併せて知っておいていただきたい制度について、お話しします。

1 「暦年課税」と「相続時精算課税」――

贈与税の課税・申告方法には、原則的な「暦年課税」と届出を必要とする「相続時精算課税」があります。

改正前は、基礎控除額を超える場合のみ申告の必要な「暦年課税」により申告する方が多く、最初に贈与を受けた年分について届出をしたら、その後すべての贈与について申告が必要な「相続時精算課税」を利用する方はあまり多くありませんでした。

暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較 (令和6年1月1日以後)

	《暦年課税制度》	《相続時精算課税制度》
贈与者	誰でも可	60歳以上の 父母や祖父母
受贈者	誰でも可	18歳以上の 子や孫
制度の選択	選択制なし	贈与者ごとに選択
基礎控除額	毎年 110万円	毎年 110万円
特別控除額		生涯で 2,500万円
課税価格	贈与財産額－基礎控除	贈与財産額－基礎控除－特別控除
税率	10～55%の累進税率 *特例税率 (18歳以上の子等)有	一律 20%
申告の必要性	基礎控除(110万円)を超える と申告必要	基礎控除(110万円)を超える と申告必要
届出の必要性	届出不要	届出必要(適用初年分)
相続時の 取扱い	生前贈与 加算	相続開始前7年以内の贈与は相続財産に加算 基礎控除額を超える額は過去にさかのぼって全額相続財産に加算
	贈与税額 控除	贈与税額は相続税から控除 (控除できない税額⇒ 還付なし) 贈与税額は相続税から控除 (控除できない税額⇒ 還付あり)

2 改正後「暦年課税」――

…「生前贈与加算期間の延長」

相続開始前(生前)贈与を行った場合には、その贈与額を相続財産に加算し、相続税の計算を行う制度を生前贈与財産の加算制度といいます。この「暦年課税」における「生前贈与の加算年数」

が税制改正により3年以内から7年以内に延長されます(経過的影響期間あり)。

この加算期間の延長は、相続税額の負担増になるため納税者には不利な改正といえます。

なお、生前贈与加算の制度は、相続又は遺贈により財産を取得した者に限るため、相続人ではない子の配偶者や孫には、適用はありません。

3 改正後「相続時精算課税」―― …「基礎控除の創設」

「相続時精算課税」は累計2,500万円までは贈与税が課税されません。ただし、贈与財産は原則としてすべて相続税の計算を行う際に相続財産に加算(持ち戻し)しなければなりません。

創設された基礎控除(年間110万円)は、2,500万円とは別枠で非課税となり、その範囲内の年は贈与税の申告は必要ありません。しかもその範囲内の贈与財産は持ち戻しの対象にはならないため相続財産に加算する必要もありません。

基礎控除の創設により、相続時精算課税はともて使いやすくなり、贈与税と相続税の負担をともに抑えることができるため、納税者には有利な改正といえます。

4 中小企業の事業承継の課題―― …「遺留分」

中小企業における事業承継の課題の一つに、経営権、すなわち「会社の議決権の確保」があります。後継者には、円滑な事業運営のため、議決権の過半数、できれば、特別決議を可能とする3分の2以上を確保させたいものです。

ところで、先代経営者(例えば父)が生前贈与や遺言によって後継者(例えば長男)に自株・事業用資産を集中して企業の経営を承継させようとしてもうまくいかない場合があります。それは、相続人には原則として「遺留分」があるからです。

「遺留分」とは、一定の相続人に対して、遺

事業承継への影響は…

税理士 祖田 定



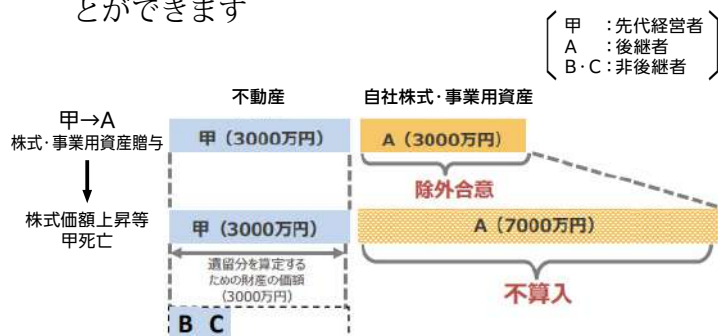
言によっても奪うことのできない遺産の一定割合をいいます。亡くなった方(被相続人)は、自らの財産の行方を遺言により自由に決めることができますが、遺族の生活保障のため一定の制約があります。これが「遺留分」です。

推定相続人が複数いる場合、後継者に自社株・事業用資産を集中して承継させるとしても、遺留分を侵害された相続人から遺留分侵害額に相当する金額の支払を求められた結果、自社株や事業用資産を処分せざるを得なくなり、それらが分散してしまうなど、事業承継にとっては大きなマイナスとなる場合があります。

このような「遺留分」の問題に対処するため、経営承継円滑化法では「遺留分に関する民法の特例」を定めています。企業の経営を承継する際、この特例を活用すると、後継者を含めた先代経営者の推定相続人全員の合意の上で、後継者に贈与等された自社株・事業用資産の価額について、

- ① 遺留分を算定するための財産の価額から除外(除外合意)、又は
- ② 遺留分を算定するための財産の価額に算入する価額を合意時の時価に固定(固定合意)をすることができます(両方を組み合わせることも可能です)

「除外合意」は、後継者が先代経営者から贈与等によって取得した自社株・事業用資産の価額について、他の相続人は遺留分の主張ができなくなるので、相続紛争のリスクを抑えつつ、後継者に対して集中的に株式等を承継させることができます



「固定合意」は、自社株の価額が上昇しても遺留分の額に影響しないことから、後継者の経営努力により自社株の価値が増加しても、相続時に想定外の遺留分の主張を受けることがなくなります。

この特例を利用するには、必要な要件を満たした上で、一定の手続きが必要となります。

ジャニーズ問題で話題となった事業承継税制(非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除)については、一定の制約があり利用するには慎重が必要となります。

以上お話ししました相続・贈与税の改正(メリット・デメリット)を踏まえ、また、民法特例の活用も視野に入れていただき、皆様の円滑な事業承継等の一助となれば幸いです。

＜参考＞

中小企業庁HP⇒「事業承継円滑化法による支援」⇒「3. 遺留分に関する民法の特例」

Profile 祖田 定



国税OB。国税庁、国税不服審判所(課税処分の審査)、税務大学校(国際課税・所得税の研究・研修)、国税局(総務部・課税部)でさまざまな職務に従事。

その知識・経験を活かし、相続・事業承継・国際課税などオールラウンダー税理士として社会貢献。

■事務所 佐藤雅紀税理士事務所
(所属税理士)

■所在地 東久留米市大門町 1-2-32

■TEL 042-473-2222

■URL www.tokyo-satoukaikei.com

税 務 署 だ よ り

インボイス制度説明会・登録要否相談会のご案内

- 今年の10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が始まりました。
- 現在免税事業者の方も、インボイス発行事業者の登録を受けるかご検討されている方は、インボイス制度説明会・登録要否相談会を次の日程で開催していますので、ぜひ、ご参加ください。
- 登録要否相談会は、インボイス制度説明会後に行います。

制度の詳細は
こちら



1 インボイス説明会・登録要否相談会

～消費税の基本的な仕組みから知りたい方向け～

日 時	開 催 場 所 な ど
令和5年12月4日（月） 9時30分～11時00分 14時00分～15時30分	東村山法人会館3階会議室（東村山市本町1-23-6） 20名定員
令和6年1月25日（木） 9時30分～11時00分 14時00分～15時30分	東村山法人会館3階会議室（東村山市本町1-23-6） 20名定員
令和6年2月7日（水） 9時30分～11時00分 14時00分～15時30分	東村山法人会館3階会議室（東村山市本町1-23-6） 20名定員
令和6年3月28日（木） 9時30分～11時00分 14時00分～15時30分	東村山法人会館3階会議室（東村山市本町1-23-6） 20名定員
※ ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。 ※ 法人会館には、エレベーターがございませんのでご注意ください。	

2 説明会・相談会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に次の連絡先まで申込みをお願いします。

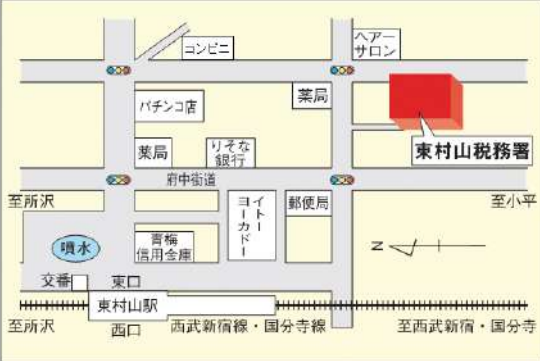
**【連絡先】東村山税務署 042-394-6811（代表） ※自動音声にしたがって、「2」を選択
法人課税第1部門 内線312～315 個人課税第1部門**

- ※ なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ※ また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、中止する場合がございます。
- 説明会会場では、マスクの着用を推奨します。

皆様にご加入している事業団体様で、インボイス制度研修会の開催をご検討されている場合は、税務署から講師を派遣いたしますので、お気軽にご相談ください。

東村山税務署の申告書作成会場について

～スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和6年 2月16日(金) ～3月15日(金) ※土、日及び祝日を除きます。(注)	東村山税務署	東村山市本町 1-20-22	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切ります。 【相談】 午前9時から午後5時まで
お持ちいただくもの		案内図	
① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類 ② マイナンバーカード (※) ※マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。 ・利用者証明用電子証明書(数字4桁) ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下) ※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。 ・運転免許証等の身元確認書類 ・通知カード等のマイナンバーが分かる書類 ③ スマートフォン (※) ※原則、スマートフォンによる申告書の作成・提出になります。 ※スマートフォンをお持ちでない場合は、職員にお尋ねください。			
入場整理券		事前に準備いただきたいこと	
○ 令和5年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。 ○ 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。 なお、当日は、LINEによる事前発行で入手した方を優先し、残りについて会場で入場整理券を配付します。 是非、LINEによる事前発行をご利用ください。 ○ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切ります。 ○ 例年、3月は入場整理券の入手が困難となりますので、2月中の来場をお勧めします。 ○ 1月から4月下旬までの間、税務署には庁舎外も含め駐車スペースはありません。		マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携には以下のようなメリットがありますので、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。 ○ 確定申告書に添付する書類の管理・保管が不要 ○ 申告書への自動入力が可能(控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要) ○ e-Taxでデータ送信	
オンラインで事前発行 友だち追加はこちらから!   LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。		マイナポータル連携の概要はこちらから!  マイナポータル連携の事前準備はこちらから! 	

(注)ただし、2月25日の日曜日は開場します。

○ 申告書等の提出のみの場合は、東村山税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

適格請求書(インボイス)発行事業者は、令和6年4月1日(月)までに消費税の確定申告を行う必要があります。

なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。



確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・
e-Taxをご利用ください!

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度に関する情報ガイド
(税額の計算方法)



法人会の「令和6年度税制改正に関する提言」まとまる

法人会 からの提言

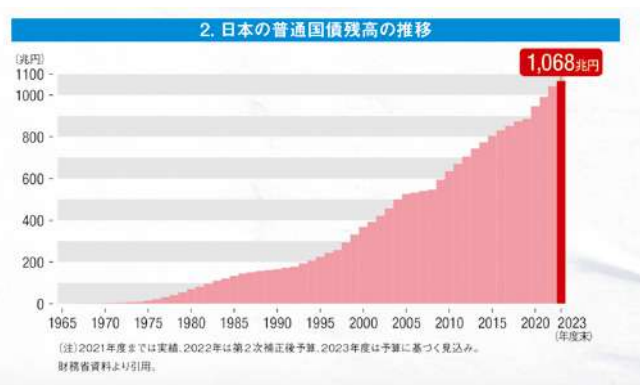
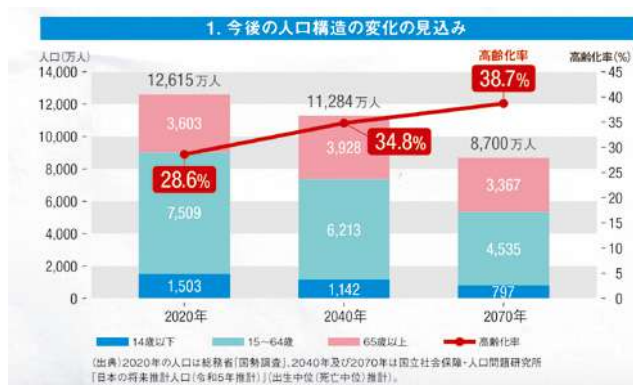
少子高齢化 × 国債残高 1000兆円超

私たちは財政健全化を求めます！

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人全国法人会総連合(略称:全法連)」は、9月19日開催の理事会において「令和6年度税制改正に関する提言」を決議しました。地域経済や雇用の担い手である中小企業にはコロナ禍で体力を奪われ経営に苦しんでいるところも少なくありません。事業承継や消費税のインボイス制度などへの対応も合わせ、税財政上のきめ細かい支援が必要です。また、日本の国債残高は1,000兆円を超えていますが、コロナ対策財源として発行された約100兆円の国債をどう返済するかは重要な課題です。さらに少子化対策や防衛力の抜本強化が打ち出されていますが、その財源論は置き去りになっています。我が国は先進国最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な社会構造問題を抱えています。負担をあやふやにし、歳出だけを先行実施するような財政運営では国の未来は開けないと考えます。



公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三
伊藤忠商事(株)名誉理事



令和6年度税制改正に関する提言(概要)

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

● 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を

実行する。

● まずは2025年度の基礎的財政収支(プライマリーバランス=PB) 黒字化目標を確実に達成しなければならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

● 社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、190兆円（令和5年度 約134兆円）に達する見込みである。目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」もある。持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立という国家課題はこうした前提の下で問われている。これを解決するには「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革するしか方法はない。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

● 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ等が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。

3. 行政改革の徹底

● 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

● 中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえる。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。等

2. 事業承継税制の拡充

● 中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の延長・充実。
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し。

3. 消費税関係

● 政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者混乱が生じないように制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。等

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約75万社の会員企業を擁する団体です。41都道県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。なお、法人会青年部会を中心に、社会保障給付の抑制と安定的な国の歳入確保に資するため「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、①「健康経営」*を柱にした企業の活力向上がもたらす税収の増加、②適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。
※健康経営はNPO法人健康経営協会の登録商標です。

提言書の全文は、
全法連ホームページに
掲載しておりますので、
ご覧ください。



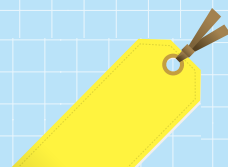
<https://www.zenkuhojinkai.or.jp>



公益財団法人
全国法人会総連合



中小企業の 人的資本経営の推進 について



1 「人的資本」とは、企業の構成員としての個人が持つ資質（倫理観、協調性、リーダーシップなど）や能力（知識、技術・技能など）を、企業の付加価値を生み出す資本とみなしたもので、これは、企業が自社の従業員を大切に、その能力や才能を最大限に活かすための経営スタイルのことを指します。つまり、従業員を企業の「資本」＝「価値ある資源」として見るわけです。

2 人的資本経営の推進目的は労働生産性の向上と維持であり、そのカギとなる次の3つの要件＝**①**自社が必要とする優秀な人材の採用力、**②**新人の自社への早期適応を促進させ、かつ既存従業員の自社への好意・恩義等の感情形成を高める定着力、**③**優秀な人材の採用に成功して一定の定着率が期待できれば、さらにその潜在能力を可能な限り引き出す貢献力で、労働生産性、付加価値生産性を向上させることが実現可能となります。

3 上記**2**の3要件について考察してみます。

イ.某自動車製造会社では、最新設備（個室、使い放題のネット環境、ユニットバスという3点セット）の完備する独身寮を建設し低迷していた採用力を回復しました。

ロ.長野県では、従業員への奨学金返還支援制度を設ける県内企業に対して、負担額の一部を助成する事業を令和5年度から行っており、この制度が、企業が学生を集めやすくするとともに、若い従業員の定着に繋がることを目指しています。具体的には、企業が負担する額のうち、支援する従業員1人当たり年間10万円を上限に、半分を補助します。支援するのは1社につき最大5人までで、入社した年を含め5年間補助する仕組みです。また、この他に次の要件等が必要となります。

- ・従業員への奨学金返還支援制度を設けていることを就業規則又は社内規定で定めていること
- ・以下の各種認定制度を1つ以上取得していること

県「職場いきいきアドバンスカンパニー」

国「くるみん」「ユースエール」「えるぼし」

※国認定制度のみ取得の場合、額の確定までに「職場いきいきアドバンスカンパニー」を取得すること

このような制度は、優秀な人材を確保し、その人材が企業に長期間在籍することを促進する可能性があり、また奨学金返済の負担が軽減されることで、新卒者や若手社員が安心して働き続けられる環境が整うと考えられます。また、従業員のロイヤリティも向上する可能性があります。加えてくるみん＝子育て支援、ユースエール＝若者の就労等支援、えるぼし＝女性活躍推進等の認定取得を促進することで結果的に労働力人口の減少への歯止めにもつながると考えられます。今後の労働力激減に対応するための様々な工夫は欠かせませんね。

筆者紹介 石津 雄美（いしづ たかよし）

2023年12月1日現在



石津社労士事務所 所長（特定社会保険労務士、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属）
オールフォーオール 代表（経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所市民相談担当、
ワンストップソリューションサービスチーム主宰）
一般社団法人ウェルフルジャパン（WFJ）会員

略 歴	■昭和53年	中央大学法学部法律学科卒業	事 務 所	■所在地	〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
	■保有資格	損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任		■TEL	090-1738-7991
	■平成18年	年金アドバイザー3級（銀行業務検定）、社会保険労務士（平成10年11月）		■e-FAX	050-3133-0539
	■平成27年4月1日	第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格－特定社労士資格取得 医療労務コンサルタント取得（全国社会保険労務士連合会）		■e-MAIL	07159596012@jcom.home.ne.jp
				■HP	https://soh.sci-kokubunji.jp/ishizu

報告

法人会全国大会参加

10月18日(木)群馬県高崎市高崎芸術劇場で開催された第39回法人会全国大会に村野会長が出席しました。住澤国税庁長官ら多数のご来賓と全国から約1500名の会員が参加して盛大に行われました。

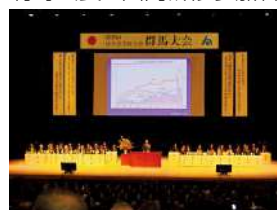
第1部では「好機到来」と題して日本通信株式会社代表取締役・前橋工科大学学長の福田尚久氏による講演が行われました。

続いて第2部式典においては、会員増強等で成果を上げた単位会の表彰、令和6年度の税制改正提言、青年部会による租税教育事例発表などが行われ、最後に大会宣言として、7年度の基礎的財収支の黒字化達成の重要性やインボイス制度の国民や事業者に寄り添った対応を訴えた他、中小企業の活性化に資する税制・事業承継税制の抜本的改革等の実現を求めました。

なお、来年度の全国大会は、鹿児島県で開催されるとのことで鹿児島県法人会の皆さんから多くの会員に参加して欲しいとの声をいただきましたので、国内研修事業と合わせて企画したいと考えております。多くの会員の方の参加をお待ちしております。



村野会長と国内研修参加者



全国大会

報告

全国青年の集い参加

11月9日(木)～10日(金)「為せば成る！～感謝と恩返し of the 思いを胸に～」の大会スローガンのもと、第37回法人会全国青年の集い「山形大会」と現地視察研修が開催され、土田青年部会長以下16名が参加しました。

11月9日(木) [大会1日目] 土田青年部会長はやまぎん県民ホールにて開催された「租税教育活動プレゼンテーション・健康経営大賞」に参加の後、ホテルメトロポリタン山形にて部会長ウェルカムパーティーに参加され、全国各地の青年部会長と情報交換を行いました。

10日(金) [大会2日目] は、やまぎん県民ホールにて記念講演が行われ、講師のヤマガタデザイン株式会社 代表取締役 山中 大介 氏による演題「自らリスクを取って挑戦する。だからこそ価値がある。」を聴講しました。

引き続き、「大会式典」が開催され、青年部会の柱である「租税教育活動」と「部会員増強」並びに「財政健全化のための健康経営プロジェクト」について、一年間の取り組みと成果の表彰が行われ、情報交換を通じて全国の青年部会との連携強化を図りました。また、青年の集いに合わせて開催された青年部会山形視察研修会では、秋の紅葉を楽しみながら最上川舟下り(乗船)や御祭神上杉謙信公の遺品を主とした約300点が収蔵・展示されている神社羽前米沢上杉神社権殿を見学しました。

記 副部会長 菅野豪彦



やまぎん県民ホール



上杉神社

報告

青年部会出前授業実施

11月18日(土)小平市立小平第14小学校において租税教室(出前授業)を開催しました。最初に土田青年部会長より挨拶を行い授業を開始しました。生徒に税金の無い国を想定した租税教育用アニメ「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を見てもらい、税金が無くなったら街はとても不便になることを知ってもらい、そのアニメの内容を題材にしたクイズ5問を交え、授業を行い、また1億円レプリカの重みを体験してもらいました。最後に児童に法人会けんたグッズ等をプレゼントしました。

児童の感想

★税金は国民の日常生活に大きく関わっているということや、今までのこと(警察や救急車など)は税金で賄われているということが分かりました。橋や道を通行するだけでお金が必要な世界はなんて嫌なんだと思いました。

★動画がとても分かりやすかったです。その後のクイズもわかりやすい説明をしてくださったお陰で税金の大切さがよく分かりました。



土田青年部会長挨拶



左:(先生役)山田副部会長
右:(司会)下平幹事



左:(先生役)浜幹事
右:(司会)鈴木幹事



東村山法人会・会員の皆様こんにちは。中小企業診断士の上甲寛と申します。

東村山法人会様には、毎月実施している事業承継に関する無料相談会の相談員や、不定期開催のセミナー講師としてお世話になっております。

11月に入ってから、朝晩を中心に冷え込みが厳しくなってきました。季節は何だかんだいって着実に進んでいくものなのだと実感しました。皆様も体調には十分ご注意ください。

さて、今回からは、9月に文春オンライン版で話題になった「ジャニーズ事務所も適用している事業承継税制」について、ジャニーズ事務所（以下当社）を事例として数回に分けて、再度要件を確認してみたいと思います。

当社はご存じの通り、故ジャニー喜多川氏（以下ジャニー氏）による性加害問題があり、現在も数百人ともいわれる被害者との間で解決していません。ジャニー氏の行為は、断じて許されることではなく、今後の調査等で全容が解明され、当社としての誠意のある対応を期待したいと思います。が、今回は、冷静に一企業の事業承継問題として、公表されている客観資料等から今回の経営判断について推察してみたいと思います。

記事によると、ジャニー氏が2019年に亡くなった時点で相続税額は約860億円とあります（当社側は否定）。この額を仮に相続人が全額現金で支払うとなると、相当の資産を持っている方でもほぼ不可能ではないかと思われる。そこで当社が選択したのが、「事業承継税制」の適用です（記事内では当社関係者が適用を認めているとあります）。

「事業承継税制」とは、中小企業の自社株式を後継者に贈与・相続する際に発生する贈与税・相続税の納税額が大幅に猶予若しくは一定の場合に免除されるものです。「特例制度」とは、2018年1月1日から10年間に限り適用できます。特例とは下記図表の通り、贈与・相続共に、全議決権株式が100%納税猶予できるものです。事業承継税制には、大きく3つの対象要件があります。

一つ目は先代要件で、当社の場合、ジャニー氏にあたります。相続税納税猶予制度に係る先代の要件は下記です。

先代経営者（被相続人）

- ①被相続人は代表者であったこと
※相続開始直前に代表者でなくとも、いずれかで会社の代表者であったこと（制限を加えられた代表権を除きます。）
- ②相続開始直前と代表者であった当時のいずれかの時点において、被相続人及び同族関係者と合わせて会社の総株主等議決権数の50%超を有し、かつ、同族関係者（後継者を除きます。）の中で筆頭株主であったもの

8月29日に当社の「外部専門家による再発防止特別チーム」による「調査報告書（以下報告書）」が発表されました。この報告書によると、ジャニー氏は、1975年の設立当時から姉の故メリー喜多川氏（以下メリー氏）と共に筆頭株主（発行株式数20,000株中、6,000株（30%）ずつ所持）です。その後（1980

年当時）、ジャニー氏とメリー氏が共に10,000株（50%）ずつ所持し、2人の株主状態が2019年の相続まで続きます。

また、代表取締役としても、ジャニー氏は1975年の設立時から、2019年7月の死去まで一貫して努めていました。

これらの状況から、事業承継税制の先代要件については、①、②の要件を共に満たしていると言えます。ちなみに、②の同族関係者の中で筆頭株主であったこと（後継者を除く）とありますが、筆頭株主が同率1位の場合も適用となります。

次に2つ目の要件である後継者の要件をみてみます。後継者の藤島ジュリー景子氏（以下ジュリー氏）は、先代の経営者であったジャニー氏の姪にあたります。ジュリー氏は、1998年から取締役役に就任し、2003年5月に一度ジャニー氏と共に代表取締役役に就任していましたが、但し、その当時実母のメリー氏との関係性が悪化し、2008年12月に代表取締役を辞任しています（取締役としては留任）。その後、2014年1月メリー氏が代表に就任、2014年3月には再度ジュリー氏が代表取締役役に就任し、以降、ジャニー氏の相続発生まで3人代表体制に移行しています。（経営体制の推移図表は次号掲載予定）

こちらの要件についても当社は①～③まで全て満たしているといえます（株式の保持要件である④を除く）。
＜以下次号へ続く＞

プロフィール

（執筆）
中小企業診断士

じょうこう さとる
上 甲 寛



立命館大学大学院 政策科学研究科 修了。経済産業省外部団体で、チーフマネージャーとして補助金申請者への指導・助言及び組織管理業務に携わる。近年は、事業承継全般（経営承継円滑化法を活用した親族内・親族外承継、M&Aを活用した第三者承継）業務を幅広くカバーし、中小企業をサポートしている。税理士会・税理士協同組合や法人会等を中心に講演多数。

事務所

株式会社 国土工営（認定経営革新等支援機関）
〒162-0814 東京都新宿区新小川町6番36号S&Sビル2階
TEL ▶ 03-5227-3601 / FAX ▶ 03-5227-3604
E-mail ▶ joko@kokudokouei.co.jp
http://www.kokudokouei.co.jp/

報告

市民・産業まつり実施 税と法人会を知ってもらおう！

管内各市で開催された秋の市民・産業まつりに税制・社会貢献事業の一環として、法人会ブースを開設し、税と東村山法人会のことを市民の皆様知ってもらおう！と役員の皆さんが活動を行いました。

今年度の市民まつり等は、10月22日（日）の清瀬市に始まり、11月11日（土）と12日（日）に東村山市、小平市、西東京市、東久留米市で開催されました。各ブロック等は、「会員募集」や「一億円体験」の幟を立てて税知識の向上活動を行いました。特に、恒例の税金クイズに挑戦して頂いた皆様に鉢花や種、お菓子等をプレゼントする法人会恒例企画には長い列ができ、大盛況でした。

また、各ブースに本橋東村山税務署長と税務署員の方々が訪れ、激励に来られるとともに税金クイズにお手伝い頂きました。

東村山市
いきいきプラザ南側
11月11日（土）・12日（日）



小平市
小平市福祉会館前市民広場
11月11日（土）



西東京市
西東京いこいの森公園
11月11日（土）



東久留米市
東久留米駅西口
11月11日（土）・12日（日）



清瀬市
けやき通り
10月22日（日）



法人会ブースの状況



税務署長と支部役員の皆様



税金クイズ 実施報告 (令和5年度)

東村山法人会管内の市民・産業まつりの法人会ブースにおいて、税金クイズを実施しました。ご協力頂きました税金クイズ集計結果をご紹介します。

問題	選択肢	東村山ブロック 実施日 11月11日・12日		小平ブロック 実施日 11月11日		西東京ブロック 実施日 11月11日		東久留米ブロック 実施日 11月11日・12日		清瀬支部 実施日 10月22日	
問題1 あなたは東村山法人会を	A. 知っている	1049	58.6%	289	66.0%	165	49.7%	433	51.0%	226	48.9%
	B. 知らない	741	41.4%	149	34.0%	167	50.3%	416	49.0%	236	51.1%
	回答数合計	1790		438		332		849		462	
問題2 東村山税務署管内にはいくつの市があるでしょうか？	A. 1市	66	3.7%	26	6.0%	31	9.8%	88	10.8%	97	19.4%
	B. 5市	1654	92.8%	381	88.0%	220	69.8%	615	75.4%	332	66.4%
	C. 6市	63	3.5%	26	6.0%	64	20.3%	113	13.8%	71	14.2%
	回答数合計	1783		433		315		816		500	
問題3 公立義務教育期間(公立学校9年間)で生徒一人当たり使われる税金はいくらでしょうか？	A. 約420万円	116	6.8%	44	10.7%	93	31.6%	213	25.9%	115	25.4%
	B. 約783万円	152	8.9%	104	25.2%	72	24.5%	297	36.2%	142	31.3%
	C. 約1,018万円	1440	84.3%	264	64.1%	129	43.9%	311	37.9%	196	43.3%
	回答数合計	1708		412		294		821		453	
問題4 医療費の公費負担額は、国民1人当たり年間いくらかでしょうか？	A. 約13万円	1214	71.3%	268	64.4%	108	33.0%	305	37.4%	197	44.5%
	B. 約22.1万円	204	12.0%	68	16.3%	107	32.7%	266	32.6%	139	31.4%
	C. 約35.3万円	284	16.7%	80	19.2%	112	34.3%	245	30.0%	107	24.2%
	回答数合計	1702		416		327		816		443	
問題5 昔日本で本当にあった税はどれ？	A. しょうゆ税	1728	98.0%	404	92.2%	282	84.2%	667	81.0%	415	91.2%
	B. ソース税	24	1.4%	22	5.0%	28	8.4%	85	10.3%	23	5.1%
	C. マヨネーズ税	12	0.7%	12	2.7%	25	7.5%	71	8.6%	17	3.7%
	回答数合計	1764		438		335		823		455	
問題6 10月からインボイス制度が始まりましたが、そもそもインボイス(invoice)の語源は？	A. 封筒	64	3.6%	10	2.3%	50	16.2%	82	10.1%	36	7.9%
	B. 送り状	1474	82.7%	336	78.5%	158	51.3%	510	62.7%	263	57.9%
	C. 声・発言	244	13.7%	82	19.2%	100	32.5%	222	27.3%	155	34.1%
	回答数合計	1782		428		308		814		454	
性別	男	452	26.3%	125	30.5%	58	21.4%	224	29.7%	105	25.1%
	女	1264	73.7%	285	69.5%	213	78.6%	529	70.3%	313	74.9%
	回答数合計	1716		410		271		753		418	
年代	10代	120	7.4%	30	7.3%	5	1.7%	34	4.5%	8	1.8%
	20代	28	1.7%	18	4.4%	5	1.7%	20	2.6%	7	1.6%
	30代	96	6.0%	58	14.2%	21	7.0%	78	10.3%	32	7.3%
	40代	220	13.6%	23	5.6%	22	7.4%	106	14.0%	55	12.6%
	50代	280	17.4%	108	26.4%	50	16.8%	118	15.6%	62	14.2%
	60歳以上	868	53.8%	172	42.1%	195	65.4%	402	53.0%	273	62.5%
	回答数合計	1612		409		298		758		437	

正解は… 問題1：該当するところ 問題2：B (5市) 問題3：C (約1,018万円) 問題4：A (約13万円) 問題5：A (しょうゆ税)
問題6：B (送り状)

は正解数と正解率

地域の名所

東久留米 宝塔山吉祥院多聞寺

多聞寺は西武池袋線東久留米駅西口から徒歩15分、落合川沿いにあります。正式名称は宝塔山吉祥院多聞寺といい、真言宗智山派の寺院です。多摩四国八十八箇所37番、武蔵野三十三観音霊場5番の札所となっており、東久留米七福神めぐりの一つにもなっています。

本堂は過去3度の火災にあったが再建し、昭和50年(1975年)に弘法大師の生誕1200年を記念して鉄筋コンクリート建てに建立されました。独創的な意匠として、本尊を安置してある須弥壇、壇下の香狭間の彫刻がむかで(百足)になっています

本尊の毘沙門天を中心に右脇に大日如来、左脇に不動明王が祀られ、さらにその奥に十一面観音菩薩を安置し、宗祖弘法大師と祖教大師が左右に安置されています。

山門は1852年(嘉永5年)に再建され、総けやき造りの四脚門で作られており、屋根は銅板葺、軒下には獅子の彫刻がされています。東久留米市の指定文化財にされています。

弘法大師(空海)像▶

▼左:本堂・右:山門



【住所】東京都東久留米市本町4-13-16

西東京市

地域のイベント情報

第15回 NPO市民フェスティバル

『つなげよう! ひろげよう!』

みんなが輝く地域の輪』

西東京市内のNPOや市民活動団体が一堂に会し、日頃の活動の成果を紹介します。市民活動の新たな楽しみを見つけてみませんか。

- ✿ 展 示
 - ・日 時: 2月3日(土)~9日(金)
 - ・場 所: フレスポひばりが丘
(西東京市谷戸町2-3-7)
- ✿ 講演・ワークショップほか
 - ・日 時: 2月10日(土)
 - ・場 所: MUFG PARK(西東京市柳沢4-4-40)



問合せ先: ◆協働コミュニティ課 ☎042-420-2821

会社紹介



Company introduction

株式会社 MOON LIGHT

- ▶ 代表取締役 鈴木 悟
- ▶ 所在地 西東京市東町2-15-25 サンライズハウス103
- ▶ TEL 042-427-3953 ▶ FAX 042-427-3953
- ▶ 所 属 西東京第3支部



代表取締役 鈴木 悟

■ 会社の概要

株式会社MOON LIGHTは、東京都西東京市を拠点に舞台照明・音響・映像業務を担っている会社です。今月、2023年12月に第17期目を迎えました。

■ 会社のアピール

弊社では、ダンス・ミュージカル・演劇の照明業務を中心に務めており、今までに、舞踏や和太鼓公演の海外ツアー、海外より招聘されたアイリッシュダンス公演などの全国ツアーにて照明チーフを担当してきました。また、中学校・高等学校の芸術鑑賞会にて上演されてきた演劇「泥かぶら」公演、首都圏で創作されたミュージカル「クリスマス・キャロル」公演をはじめとする数々の作品において照明デザインを担当してきました。

■ 社是、社風等

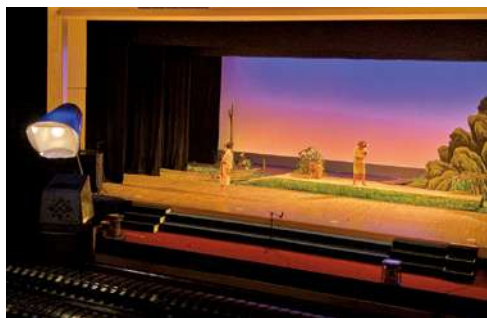
弊社は、「芸術・エンターテインメントを通じて世界中に笑顔と感動を！」を掲げて、「コミュニケーションを大切に」「知識・技術の向上に努める」「妥協をせずに丁寧なサービスを提供する」会社を目指しています。小規模事業者として、20〜40代の若手を中心に活躍しています。

■ 会社の歴史

代表取締役である鈴木悟が2005年1月に個人事業主として創業しました。そして、2007年12月5日に法人成りして株式会社MOON LIGHTを設立、現在に至ります。

■ 今後の事業についての抱負

16年間掛けて、取引先や所有機材はかなり増えて安定してきました。これからは、求人募集・人材育成を重点項目に、顧客・観客・社員を幸せにできる企業へ成長していきたいと思っています。そして、舞台業界を代表する照明会社に発展させて、地域へ恩返しができるようになりたいと考えています。



演劇「泥かぶら」公演



アイリッシュダンス公演



ミュージカル「クリスマス・キャロル」公演



舞踏「TOTEM」公演

ご案内

令和6年 新春講演会のご案内



日時 令和6年 1月15日(月)
15時30分～17時

会場 ホテルエミシア東京立川(立川市曙町2-14-16)

講師 宮本 慎也 氏
(元プロ野球選手、プロ野球コーチ)

演題 球道即人道 ～野球から学んだ人生への取り組み方～

参加費 無料

定員 200名(予定)会員は申し込み不要、会員以外の方は、右記のQRコードからWEBフォームにてお申込ください。



宮本 慎也 氏

★プロフィール★

PL学園高校、同志社大学を経て、社会人野球のプリンスホテルに入社。1995年ヤクルトスワローズ入団。アテネオリンピック野球日本代表(2004年)・北京オリンピック野球日本代表(2008年)ではキャプテンを務めた。ベストナイン1回、ゴールデングラブ賞10回、2000本安打と輝かしい記録を持つ。2013年現役引退。現在はNHK解説者や日刊スポーツ評論家など、その活動は多岐にわたる。

ご案内

賀詞交歓会のご案内

新春講演会に引き続き隣接会場にて17時10分開会(予定)

■参加負担金 正会員2,000円／賛助会員3,000円／
一般10,000円 当日ご持参ください。



▲昨年度賀詞交歓会



恒例の福引大会と新入会員紹介行事を計画しています。
是非、ご参加下さい。

■お問合せは東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

立川都税事務所からのお知らせ - 東京都主税局についてのお知らせ -

年末年始における窓口業務のご案内



年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いはおおりのです。

	12月28日(木)	12月29日(金)～1月3日(水)	1月4日(木)
都税の納税	○	×※	○
都税の申告(申請)書の受付	○	「申告書等受箱」をご利用ください。	○
証明書等の発行	○	×	○

○：ご利用できます ×：ご利用できません

※閉庁期間でも、金融機関等の窓口やペイジー対応のATM、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。
また、スマートフォン決済アプリ納付、インターネットバンキング・モバイルバンキングによる納付等もご活用ください。

【お問合せ先】 所管する各都税事務所等

セミナー名	月日(曜日)	時 間
決算法人説明会	令和6年 1月 9日(火)	13時～15時30分
税務教室「消費税申告書作成講座(原則課税)」	1月16日(火)	14時～16時
新設法人説明会	1月24日(水)	13時～15時45分
決算法人説明会	2月 6日(火)	13時～15時30分
税務教室「消費税申告書作成講座(簡易課税)」	2月13日(火)	15時～16時

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。

申込はお電話で承ります。▶▶ ☎042-394-7654

ご案内

オンライン基礎から学ぶ給与計算実務講座

「給与計算はソフトがしてくれるから簡単」と思われがちですが、実際は労働基準法、社会保険各法、所得税など給与計算と関連する様々な法律に関する基礎知識の理解が必要になります。当講座では、給与支払明細書や源泉徴収票を実際に作成しながら、間違えやすいポイントを事例形式で解説いたします。

- 講 師：大里香織氏(税理士・社会保険労務士・資格の学校TAC講師)
- 視聴期間：令和6年2月1日(木)～2月21日(水) 3週間
- 申込締切：令和6年1月12日(金)
- 申込方法：右記QRコードを読み取り、お進みください。
- 受講料：会員3,850円／一般(非会員)4,400円
(教材費・税込)



※詳しくは当会HPまたは同封のチラシをご覧ください。

ご案内

e-Tax・eLTAX講習会

参加無料

【e-Tax】

① e-Taxの概要 ② e-Taxの利用届出手続き
〈講師〉東村山税務署担当官

【eLTAX】

① eLTAXの概要 ② eLTAXの利用届出手続き
〈講師〉立川都税事務所担当官

- 日 時：令和6年2月14日(水) 13時30分～16時
- 場 所：東村山法人会館
- 参加費：無料
- 定 員：4名
- 申込方法：右記QRコードを読み取り、お進みください。



ご案内

インボイス制度説明会

参加無料

① 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先(東村山税務署)まで申込みをお願いします。
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

② 説明会の日程

日 時	開催場所	定 員	連 絡 先
令和6年1月25日(木) 14時00分～15時00分	東村山法人会館 東村山市本町1丁目23-6 3階会議室 (エレベーターはございません)	20名	東村山税務署 法人課税第1部門 ☎042-394-6811(代表) (内線313)
令和6年2月7日(水) 14時00分～15時00分		20名	
令和6年3月28日(木) 14時00分～15時00分		20名	

報告

電子帳簿保存法説明会

10月12日(木)と11月17日(金)東村山法人会館において電子帳簿保存法説明会を開催しました。講師の東村山税務署の川口法人審理担当上席より、電子帳簿等保存の概要及び改正事項についてご説明いただきました。参加された受講者からは「重要な個所とそうでない箇所が分かった」「弊社では、まだまだ電子取引が少なく、システム導入をためらっていましたが、本セミナーを受講して対応策が分かったので良かったです」とご感想を頂きました。



川口上席



説明会場

報告

年末調整実務研修会

11月9日(木)と15日(水)東村山法人会館において年末調整実務研修会を開催しました。「国税庁の年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出のしかた」のDVDを鑑賞後、講師の東村山税務署法人課税第2部門二本柳源泉審理担当官と管理運営第2部門小澤上席国税徴収官より、税務署が準備したテキストを使用して説明を受け、参加いただいた方々に年末調整の手順について理解していただきました。



二本柳源泉審理担当官 小澤上席国税徴収官



研修状況

受講者の感想

★今年、初めて年末調整業務を行うので不安はありましたが今回の説明を聞いて、少し理解することができました。

報告

オンライン年末調整・法定調書講座

11月9日(木)～11月22日(水)配信期間2週間ならいつでも、どこでも24時間視聴可能な「オンライン！年末調整・法定調書講座」を今年度も開催しました。今年で4回目となる本講座は、初めて年末調整実務を担当する方や本年度の改正内容を確認したい方などを対象とし、多くの受講者にご利用いただきました。

講師は昨年同様、東京税理士会所属税理士実務の傍ら資格の学校TACの人気講師としても活躍中の信澤 奈津美氏が担当しました。本セミナーは第1章：年末調整①(概要と給与所得控除)、第2章：年末調整②(所得控除)、第3章：年末調整③(税額計算と精算)、第4章：法定調書・給与支払報告書から受講したい科目を自由に選択でき、時間の無い方でも必要なテーマのみ学習することも可能な講座です。



信澤 奈津美氏



オンライン画面

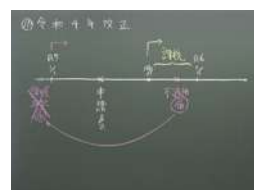
報告

オンラインインボイス制度実務編

11月22日(水)～12月13日(水)視聴期間3週間ならいつでも、どこでも24時間視聴可能な「オンラインインボイス制度実務編」を今年度も開催しました。本年10月よりインボイス制度がスタートしましたが当講座ではインボイス制度の基本的な内容を理解している方を対象に制度導入後、実務担当者として注意すべき点を具体的に解説しました。講師は東京税理士会所属税理士及びTAC講師の五島 秀明氏が担当しました。



五島 秀明氏



オンライン画面

報告

人材定着セミナー

10月26日(木)東村山法人会館において川野 智己 氏(組織づくりLABO代表)を講師にお迎えし、「人材定着セミナー」を開催しました。採用コストを無駄にしないために早期退職防止対策について人材を定着させ、人手不足倒産を避ける方法等を説明いただきました。また、動画視聴や事例研究を通じて参加者の方に考えていただくセッションを設けるなど、参加型のセミナーとなりました。参加者からは、「時代に相応しい内容でした。第2弾も希望します。」とご感想をいただきました。



川野講師



セミナー状況

報告

税制セミナー

決算法人説明会

11月7日(火)東村山法人会館において篠原幸彦税理士及び東村山税務署担当官を講師にお迎えし、10・11月に決算を迎える法人を対象に決算・申告事務の流れとポイント等に関して全国法人会総連合発行の「わかりやすい!会社の決算・申告の実務」に基づき説明をいただきました。また、講義終了後には税理士と税務署担当官により個別に質疑応答による対応いただき、参加者からの決算の不明な点について対応いただきました。



研修状況

税務教室

11月21日(火)東村山法人会館において東村山税務署喜久里法人審理担当官を講師にお迎えし、税務教室「消費税のあらまし」を開催しました。次回は、令和6年1月16日(火)に「消費税申告書作成講座～原則課税～について」の教室を開催となります。年間を通じて開催していますので詳しくは事務局までお問い合わせください。



研修状況

新設法人説明会

11月22日(水)東村山法人会館において松本敦彦税理士及び東村山税務署担当官を講師にお迎えし、法人税の申告事務の流れポイント講義を行っていただきました。税の専門家である税理士の解説が無料で聴けます。税務手続きや初めて申告等、不安な点など税に関する疑問などを質問できます。2か月に1度開催していますので、是非ご参加ください。



研修状況

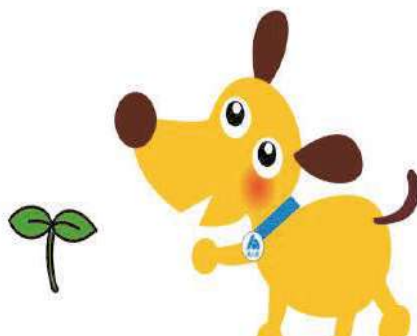
どうすれば

経営に役立つ情報が手に入るか。
人脈をより広げられるか。

その答えは、法人会にあります。

あなたが興味のある項目をチェックしてください。

- ☐ 改正税法など最新の税の知識を身につけたい!
- ☐ 事業承継など経営に役立つ情報を知りたい!
- ☐ 新たなビジネスチャンスが欲しい!
- ☐ さまざまな業種の良き仲間が欲しい!
- ☐ 著名な講師の講演を聴きたい!
- ☐ 地域社会に貢献したい!
- ☐ 福利厚生制度を充実させたい!



ひとつでも当てはまる経営者のみなさんには、

法人会へのご入会をお勧めします。

ご案内

東村山法人会より

無料インターネットセミナーのご案内

無料

ホームページからご覧いただけます。今すぐ **東村山法人会** で **検索**

ID・パスワードを入力することにより、
全コンテンツ約700本のセミナーが
ご覧いただけます。

ID・パスワードは事務局にお尋ね下さい。

☎ 042-394-7654

公開中コンテンツ例

	セミナー名	講師	分数
育成 人材	元商社マンが語る 価格交渉の極意	生駒 正明	43分
一般 経営	会社のこれからを考える ～廃業と事業承継～	岡本 啓司	38分
	販売拡大に向けた 最新消費トレンドセミナー	渡部 数俊	35分
経理	基礎からわかる「インボイス制度の概要と 電子帳簿保存法のポイント」	川口 宏之	107分

ひとひと



東村山第6支部・青年部会員
有限会社アルトピア

吉村 昇馬 さん

この度の、会員増強功績表彰で1位に表彰された吉村昇馬です。現在は、東村山第6支部で副支部長を務めております。

3年後の令和8年には父親の保険代理店、社会保険労務士事務所を継ぐため日々奮闘、精進しております。

出身は東大和市です。好奇心旺盛な性格から高校は地元を離れ伊豆大島で寮生活を送りました。自ら選択した学校でしたが、甘い環境で育った僕には、入学当初から学校生活、寮生活は多様な価値観に打ちのめされ苦勞の連続でした。

また人間関係においては人見知りの性格が先立ちコミュニケーションを取ることに難しさを知りました。

この環境が人を知るための会話の楽しさの学びとなりました。国際海洋学科では漠然とした将来のための英語の勉強は特に力を入れました。大島に観光に来る外国人のガイドの経験もしました。

卒業後は異文化コミュニケーションを学ぶため神田外語大学に進学しました。大学では好きなことを学び充実した生活を送っていましたが将来のことを具体的に考え始めた時に「自分の生き方」とは「仕事と好きなことをする時間」このバランスはどうなるだろうか。

子どもの頃からの夢は世界の国々を訪れ現地の人々と交流し異文化を体験することでした。

時間をコントロールでき、お金に余裕のある生活が



僕の理想とする生き方であり経営者である両親が身近な目標となりました。

そして父親の会社を継ぐために2代目の社長達が集まると言われる東村山法人会青年部に入り、法人会福利厚生受託先のAIG損害保険会社で営業を学びました。

昨年、東村山第6支部のボーリング大会にて白石ブロック長と飯島副ブロック長との出会いよりたくさんのご指導を賜り経験をさせていただいております。

この貴重な経験を積む中でこれからも素直さと思いやりの心を持つて精進して参ります。今後とも、どうぞよろしく願いたします。

納税表彰 受彰者等紹介 (敬称略)

令和5年度東村山税務署納税表彰式が11月16日(火)ルネこだいらにおいて開催され、国税に対する貢献者として東村山法人会所属の4名の方が署長表彰、1名の方が署長感謝状を受彰されました。

表彰式には各市長を始め大勢の来賓や法人会の役員等も参加して、受彰者の功績を讃えられました。その後、同会場において4年振りとなる納税表彰祝賀会が開催され、受彰者のお祝いを行いました。

○東村山税務署長表彰納税表彰受彰者

◆税務署長受彰者(五十音順)

小川 隆雄 (小平市・副会長)
塩月シナエ (西東京市・女性部会副部長)
染矢 一真 (東村山市・理事)
名取三貴子 (東村山市・間税会長)

◆税務署長感謝状受彰者(五十音順)

植原 政幸 (小平市・理事)

○東京都立川都税事務所感謝状受彰者

三沢 和喜 (東久留米市・常任理事)

○令和5年度 東法連福利厚生制度マイスター認定者

東京法人会連合会は、福利厚生制度推進策の一環として、受託会社推進委員及び代理店担当者に対する「東法連福利厚生制度マイスター」制度を創設しており、今般令和4年度の推進成績が優秀であった110名の方を令和5年度マイスターに認定しました。東村山法人会の関係者として、以下の方が受彰されました。



大同生命保険
東村山営業所
佐藤恵美子氏



大同生命保険
東村山営業所
鶴田眞理子氏



大同生命保険
東村山営業所
武内文子氏



AIG損害保険代理店
(株式会社ビッグ
トゥモロー)
内沼健朗氏



AFLAC代理店
(株式会社ユーアイ
ファミリー)
藤原玲子氏



受彰者と法人会役員及び税務署幹部の方々



三沢 和喜氏

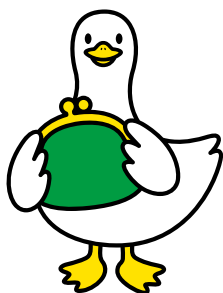


税務署長表彰式

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がんをきむ

病気や
ケガの
備えに



手軽に備える医療保険

EVER
シンプル

心配な
「がん」の
備えに



「生きる」を創る
がん保険

WINGS

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

Aflac
アフラック

東京総合支社 〒163-0456東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和4年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度
全国法人会総連合

AFツール-2023-0266-2311004 7月17日

報告

会員増強決起大会実施

各ブロック、清瀬支部において新入会員獲得に向け会員増強決起大会を行い、団結力を上げ、会組織基盤の充実の為に認識を統一しました。会の結束のため、お集まり頂きました各ブロック等会員様の大会実施状況をご紹介します。

ブロック等	開催日	場所
東村山ブロック	10月27日(金)	東村山法人会館/サガミ東村山店
小平ブロック	10月27日(金)	一龍(新館)
西東京ブロック	10月24日(火)	谷戸いちようホール
東久留米ブロック	11月6日(月)	山梨方面(日帰り研修兼ねる)
清瀬支部	10月12日(木)	楓



白石ブロック長



小川ブロック長



鎌田ブロック長



高橋ブロック長



村野会長



東村山ブロック



小平ブロック



西東京ブロック



東久留米ブロック



清瀬支部

報告

国内研修実施

10月8日(木)から2泊3日の行程で、令和5年度国内研修事業を行いました。紺野事業研修委員長以下9名が法人会全国(群馬)大会に接続して、北関東から新潟地方の施設等を研修しました。

初日は、先ず来年度の新一万円肖像画に選ばれた「渋沢栄一記念館」を訪れました。生涯で約500もの企業に関わるとともに、約600の社会公共事業・教育支援機関の支援や民間外交に尽力された功績に感服しました。特に、自らの生涯を語るアンドロイドには目を見張りました。その後、高崎市で開催中の法人会全国大会会場を訪れるとともに、ニューイヤー駅伝のスタート地点である群馬県庁展望台等を訪れ、伊香保温泉に宿泊しました。

2日目は、苗場高原と田代高原を結ぶロープウェイ「ドラゴンドラ」に乗り、最高の紅葉を楽しみ、味噌で有名な「関興寺」を訪れ岩室温泉に宿泊しました。



3日目は、越後の一宮である「弥彦神社」や国内最古の即身仏が祭られている「西生寺」を訪れるとともに、「宝山酒造」「寺泊港」で買い物を楽しみました。

3日間で約700kmに及ぶバスの旅でしたが、各所で観光と食事を楽しみ会員間の交流・懇親を深めることができた有意義な国内研修となりました。

報告

女性部交流会実施

11月8日(水)女性部会交流会が行われました。

最初に、神奈川県箱根町にある大涌谷を散策しました。天気も良く、暖かい日差しの中、雄大な景色を堪能いたしました。

続いて、大涌谷からロープウェイで桃源台まで空中散歩を楽しみました。富士山や芦ノ湖、駿河湾などの美しい景色が望めました。遊覧船にも乗り、秋の箱根を満喫いたしました。そして帰りの車内ではビンゴ大会で大いに盛り上がり、交流を深めることができたとても有意義な交流会でした。



東村山ブロック 交流会

11月4日(土) 50周年記念事業日帰り親睦会を実施しました。早朝、東村山駅東口ロータリーを出発。車中にて白石副会長に開催のご挨拶を頂き、高速道路を経由し、正午過ぎに中禅寺湖観光センターに到着しました。そして、その場において奥日光の味名所として好評の日光の幸、季節の味覚を楽しみました。昼食後、中禅寺湖遊覧船に乗船し、秋の日光の船上から眺める紅葉を体験しました。

帰路に向かう途中、いろは坂にて車窓から紅葉を眺めながら、車中はビンゴ大会で盛り上がり、無事東村山駅東口に到着しました。会員企業の方々と親睦を深めることができ、人と人の繋がりを改めて大切なものだと思感することが出来ました。

記 第3支部 中野陽介



車中にて

東村山第3支部 日帰り研修会

11月21日(火) 第3支部では日帰り研修会を実施しました。東村山駅をバスで出発し、紅葉の始まった秋川の寶光寺 鹿野大仏を訪問しました。駐車場からおよそ130段の階段を歩いて登ると、平成30年に完成した鎌倉長谷寺の大仏様よりも少し大きな大仏様にたどり着きました。新しい大仏様ですが、1000年前の技術を用いて作られたそうで、施主である住職や作り手の思いが伝わってくるようでした。その大きさにも驚きでしたが、東京都内のこんな近くに鎮座されていることにもびっくりしました。

参拝の後は、車を東村山方面に戻し、多摩湖畔の「四季料理水石音季」で昼食会を行いました。西武園ゴルフ場のINコース(バスで移動する方)の入り口のすぐ向かいあたりにあるお店なのですが、ゴルフの時にはここにこんな良いお店があるなんて気が付きませんでした。門をくぐると、和風の庭園に迎えられ、この庭園を眺めながらコース料理を楽しみました。昼間から飲み過ぎてしまうくらい、料理も美味しく、会話も弾みました。今回は、案内もギリギリでしたので8名と少な目の参加でしたが、支部内での交流を深めることが出来ました。参加された皆様ありがとうございました。

記 東村山第3支部 紺野琢生



鹿野大仏

西東京第1支部 一泊研修会

～江戸の五街道、甲州街道に行く～

10月31日～11月1日西東京第1支部の研修旅行が行われました。初日は早朝からバスに乗り込み、山梨県笛吹市にある境川カントリー倶楽部に向かいました。雲一つない快晴と季節外れの暖かさというスポーツ日和の中、皆で気持ちよくゴルフをプレーしました。その後は甲州街道の宿場である石和に向かい一泊。宿では今後の活動についてミーティングを行いました。

翌日も引き続き好天に恵まれ、午前中には宿の近くにあるワイナリー工場、その後はかの有名な桔梗信玄餅の工場を視察しました。まさか大量の信玄餅が一つひとつ手作業で包装されているとは一同びっくり。その後は河口湖に向かい、湖畔で開かれている紅葉祭りの会場を散策をしました。昼食は小説家太宰治が愛してやまなかったほうとうの老舗、天下茶屋の分店で皆大満足の様子。予定通りの行程を済ませ、無事西東京市に戻ってきました。

今年も例年同様に充実した視察を行うことができ、第1支部会員の懇親も深まり、とても有意義な研修会になりました。



ワイナリー工場にて

東久米ブロック 交流会

11月6日(月) 会員増強決起大会 IN 山梨

新型コロナウイルス感染症の流行の影響もあり約4年ぶりの開催ということになりましたが、東久米ブロックでは、高橋ブロック長をはじめ入会候補者も含む4支部総勢36名で大型バスに乗り込み、日帰り研修会及び会員増強決起大会を秋の山梨で実施してきました。初めての参加のメンバーも多かったのですが、行きのバスの中から親睦を深めることが出来、河口湖もみじ回廊では美しい紅葉の中を皆で歩きました。

昼食会場では、ブロック長の掛け声で会員全員で拡大の決意表明。その後ほうとうを楽しみました。また、桔梗屋本社工場での信玄餅の詰め放題では、小さな袋に17個も詰め込んだメンバーもあり大変盛り上がりしました。その他にも、ぶどう狩りやワイナリーでの試飲等、山梨の地を満喫した一日になりました。

記 東久米第2支部長 神藤栄一



河口湖付近にて

清瀬支部 一泊研修旅行

会津・東山温泉への一泊研修旅行

清瀬支部は11月12日(日)・13日(月)の2日間で内野清瀬支部長を代表とした合計17名が参加した研修旅行を実施しました。1日目は清瀬を午前8時にバスで出発し、白虎隊・飯盛山を見学後、魚しず本家で昼食をとり野口英世記念館を見学し、東山温泉ホテル東鳳で宴会宿泊し、会員同士の親睦を深めました。

2日目は鶴ヶ城を散策見学した後、日本三大まんじゅうの柏屋などお土産等を買った後、蔵屋敷あづまで喜多方ラーメンなどを食べ、車中で映画鑑賞やビンゴゲーム大会などを行いながら、清瀬へと全員無事に帰ることが出来ました。ご参加されました皆様、楽しい旅行をどうもありがとうございました。

記 副支部長 狩野徹



ホテル東鳳にて

法人会行事のご案内

令和5年11月30日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
1/ 9(火)	13:00	決算法人説明会	法 人 会 館	2/ 6(火)	13:00	決算法人説明会	法 人 会 館
1/12(金)	13:00	おなやみ相談会	//	2/ 7(水)	14:00	インボイス説明会	//
1/15(月)	14:30	青年部会第9回役員会	ホテルエミシア東京立川	2/ 9(金)	13:00	おなやみ相談会	//
//	15:30	新春講演会/賀詞交歓会	//	2/13(火)	15:00	第9回税務教室	//
1/16(火)	14:00	個別融資相談会	法 人 会 館	2/19(月)		生活習慣予防健診	東久留米スポーツセンター
//	//	第8回税務教室	//	2/20(火)		生活習慣予防健診	//
1/17(水)	13:00	国土工営事業承継個別相談会	//	//	14:00	個別融資相談会	法 人 会 館
//	13:00	労務個別相談会	//	2/21(水)	13:00	国土工営事業承継個別相談会	//
1/24(水)	13:00	新設法人説明会	//	//	13:00	労務個別相談会	//
1/25(木)	14:00	インボイス説明会	//	2/26(月)		生活習慣予防健診	サンパルネ
2/ 1(木)		オンライン給与計算実務講座	オ ン ラ イ ン				

※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては変更となる場合があります。詳細は東村山法人会事務局 (☎042-394-7654) にお問い合わせ下さい。

2月生活習慣病健診案内

法人会会員は特別価格で検査できます。

日にち	会 場
令和6年2月19日(月)	東久留米スポーツセンター 東久留米市大門町2-14-37
令和6年2月20日(火)	東久留米スポーツセンター //
令和6年2月26日(月)	サンパルネ 東村山市野口町1-46 ワンズプラザ内
令和6年3月 7日(木)	東大和市民会館(ハミングホール) 東大和市向原6-1

※全会場受付開始時間9時30分

■詳しくは、12月中旬に(一財)全日本労働福祉協会より東村山法人会会員各社にご案内を郵送致します。
ご不明な点は東村山法人会事務局にご連絡下さい。☎042-394-7654



ササゲ肉まん

東久留米第1支部 野島 貞夫 さん



材料:(6個分)

【生地】

- ・小麦粉(中力粉)…200g
- ・水……………100ml
- ・ドライイースト……………5g

【具材】

- ・豚ひき肉…150g
- ・ササゲ…150g
- ・長ネギ……………1本
- ・生姜…1片(チューブでも可)
- ・ゴマ油…大さじ1
- ・醤油…大さじ1
- ・オイスターソース…小さじ1
- ・鶏がらスープの素…小さじ1
- ・白胡椒……………少々
- ・塩……………少々



作り方

- ① 小麦粉にドライイーストと水を入れて、表面が滑らかになるまで捏ねます。
- ② 捏ねたら2倍くらい膨らむまで発酵させます。(1～3時間程度)
- ③ ボールに具材全て(豚ひき肉、ササゲ、長ネギ、生姜、ゴマ油、塩、白胡椒、醤油、オイスターソース、鶏がらスープの素)を入れて、粘りが出るまでしっかり混ぜます。
- ④ 発酵させた生地で肉まんの皮を作ります。
- ⑤ 皮に2で混ぜた具を入れて、肉まんの形に整えます。
- ⑥ 肉まんを蒸し器に入れて、火をつけて蒸します。蒸す時間は約24分で完成です。

募集

あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事を募集します!

本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。

写真は、地域の話のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。

趣味や日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。

採用された写真または投稿を掲載させていただきます。

なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規程

写真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF 推奨)

記事(文書) 200～400字程度 原稿用紙でもワードでも可

東村山法人会事務局 広報担当宛て 〒189-0014 東村山市本町1-23-6
TEL042-394-7654 e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp



掲載時期について

当会会報誌は偶数月の20日(年6回)に発行しています。ご応募いただきました記事や写真は時期や季節に応じ、掲載号を決定させていただきますので、いつでもご応募下さい。



表紙の写真や記事が採用となった方には
法人会の図書カードをプレゼントします。
どしどしご応募下さい。



東村山法人会HP QRコード

スマートフォン等で
読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報 [290号] 令和5年12月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会

〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654

<https://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>

制作：株式会社 国栄

禁
無
断
転
載